

病院敷地内全面禁煙のお知らせ

健康増進法により、「病院や学校等の公共施設は受動喫煙を防止する必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。

北聖病院では、これまで喫煙所を設置して分煙化に努めてまいりましたが、皆様の健康を維持・増進するという病院の社会的使命から、これを進めて病院敷地内すべての場所における禁煙が望ましいと考え、**本年2月1日の新病院への移転を契機として敷地内を全面禁煙とし、喫煙場所も設けないこととしました。**

トイレや人目のつかないところでの喫煙は、防火管理上も大変危険ですので、喫煙はくれぐれもご遠慮ください。

また**本年夏頃からは、院内での喫煙が認められた場合、都道府県より施設管理者に過料を科すという罰則が設けられます。**

皆様方には趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。



平成31年2月

医療法人北聖病院 院長